

八王子市における廃棄物焼却施設の廃止又は解体に伴うダイオキシン類による汚染防止対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物焼却施設の廃止時から解体時までの保管等及び解体工事に伴って生じるダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下「法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）の飛散を防止し、あわせて解体工事に伴って発生する廃棄物を適正に処理するために必要な措置等を定めることにより、市民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的とする。

(要綱の位置付け)

第2条 この要綱は、八王子市行政手続条例（平成7年八王子市条例第28号）第2条第6号に規定する行政指導を行うためのものとする。

(定義)

第3条 この要綱において「廃棄物焼却施設」とは、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却炉及び当該廃棄物焼却炉に付属して設置される煙突、排水処理設備、灰ピット、灰処理施設等ダイオキシン類により汚染されるおそれのある部分をいう。

2 この要綱において「解体工事」とは、廃棄物焼却施設の全部又は一部を撤去するための工事をいう。

3 この要綱において「廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第1項に定めるものをいう。

4 この要綱において「ばいじん等」とは、廃棄物焼却施設から生じたばいじん及び焼却灰その他の燃え殻をいう。

5 この要綱において「管理者」とは、廃棄物焼却施設を所有し、又は所有する者から委託を受けて管理している者をいう。

6 この要綱において「事業者」とは、解体工事を施工する者をいう。

(管理者の責務)

第4条 管理者は、廃止した廃棄物焼却施設の内部及び周辺にばいじん等があるときは、速やかに処理し、又は保管等によりばいじん等が飛散しないよう努めるとともに、当該廃棄物焼却施設を解体するまでの間、当該廃棄物焼却施設の放置、破損等によりダイオキシン類を大気中に放出し、又はダイオキシン類を含む汚水を当該廃棄物焼却施設の敷地の外に排出しないよう当該廃棄物焼却施設の適正な管理に努めるものとする。

2 管理者は、解体工事の施工に当たり、事業者に対し、この要綱に定める事項の遵守を求めるとともに、常に当該解体工事の状況を把握し、ダイオキシン類による生活環境の汚染の未然防止に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、解体工事に当たり、この要綱に定める事項を遵守し、ダイオキシン類による生活環境の汚染の未然防止に努めるものとする。

(計画書の提出)

第6条 事業者は、解体工事を施工するときは、工事開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を記した別記様式1による解体工事計画書(その1)を市長に提出するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 解体する廃棄物焼却施設の名称及び所在地

(3) 解体工事の概要

(4) 解体工事により発生するばいじん等の飛散防止方法及び汚水の流出防止方法

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 事業者は、解体工事において、別表1に掲げる廃棄物焼却施設を解体する場合には、次の各号に掲げる事項を記した別記様式2による解体工事計画書(その2)を前項の解体工事計画書(その1)とあわせて市長に提出するものとする。

(1) 解体工事の工程表

(2) 法第28条第2項の規定により過去1年以内に行われた測定におけるばいじん等中のダイオキシン類の量

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(変更の報告)

第7条 事業者は、前条の解体工事計画書の内容を変更したときは、速やかに変更内容等を記した別記様式3による解体工事変更報告書を市長に提出するものとする。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(完了の報告)

第8条 事業者は、解体工事が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記した別記様式4による解体工事完了報告書を市長に提出するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 解体する廃棄物焼却施設の名称及び所在地

- (3) 解体工事の着工日及び完了日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(遵守事項)

第9条 事業者は、解体工事に伴って発生するばいじん等又は汚水による生活環境の汚染を防止するため、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（平成13年4月25日付厚生労働省基発第401号の2）に定めるもののほか、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 解体工事の前には、廃棄物焼却施設の内部に残存するばいじん等を、高圧洗浄等により除去したうえで、適正に処理すること。
- (2) 前号の作業において、廃棄物焼却施設の内部を湿潤化すること等によりばいじん等の飛散を防止する措置を講じる場合は、湿潤したばいじん等及び湿潤化に使用した水が飛散しないようにすること。
- (3) 解体工事により発生した汚水の処理は、次に掲げる何れかの措置を講じるものとする。
 - ア 廃棄物を保管する場所であることを表示した場所（以下「廃棄物保管場所」という。）で密閉した容器等に保管して産業廃棄物として搬出すること。
 - イ 排水処理施設で処理すること。
 - ウ その他の方法により措置すること。
- (4) 前号の措置を講じ、汚水が廃棄物焼却施設の周囲へ流出すること及び地下へ浸透することを防止すること。
- (5) 解体工事を行う廃棄物焼却施設及びその周囲がコンクリート等の不浸透性材料で覆われていない場合は、廃棄物焼却施設の周囲を十分な強度を有するシート等で養生し、当該解体工事により発生する汚水が当該廃棄物焼却施設の周囲へ流出すること及び地下へ浸透することを防止すること。
- (6) 解体工事に伴って発生する廃棄物は、ばいじん、燃え殻、がれきその他の廃棄物の種類ごとに分別し、廃棄物保管場所において容器、コンテナ等に適切に保管し、飛散及び流出のないようにすること。
- (7) 廃棄物保管場所は、水分を含んだ廃棄物から流出した水、汚染された廃棄物に触れた雨水等が地下に浸透しないための措置を講じるとともに、周囲から雨水が侵入しないための措置を講じること。
- (8) 廃棄物焼却施設を、設置している場所以外の場所で解体するために搬出する場合は、シート等で覆い、搬送中にダイオキシン類が飛散しないよう措置を講じること。

(周辺環境の調査)

第10条 事業者は、別表1に掲げる廃棄物焼却施設の解体工事を行うときは、解体工事を施工している期間中、別表2に掲げるところにより、当該廃棄物焼却施設の敷地境界において総粉じんの量を求め、別表3に掲げるところにより大気中の推定ダイオキシン類の量を算出し、毎日記録しておくものとする。

2 解体工事期間中に発生した汚水を排水処理施設により処理して場外へ排出する場合は、「別表4」に掲げるところにより、排出水のダイオキシン類について分析し、記録しておくものとする。

3 事業者は、前項の記録を、第8条による解体工事完了報告書の提出後3年間保管しておくものとする。

(汚水処理対策)

第11条 解体工事により発生した汚水等による周辺環境への汚染を防止するため、「別表5」に定める汚水処理対策を講ずるものとする。

(解体工事の見直し)

第12条 事業者は、第10条第1項の規定により算出した推定ダイオキシン類の量及び第10条第2項の排出水の推定ダイオキシン類の量が「別表6」に定める自主管理基準を超え、ダイオキシン類により生活環境の被害が生じるおそれがあるときは、解体工事の工程を見直すとともに、当該被害を回避するために必要な措置を講じるとともに市長へ通報するものとする。

(情報提供)

第13条 事業者は、解体工事を開始する日の一週間前の日から第8条の解体工事完了報告書を提出するまでの間、次に掲げる事項を記した掲示板を工事現場の見やすい場所に表示するものとする。

- (1) 解体工事の発注者名
- (2) 事業者名
- (3) 工事の期間
- (4) 工事の概要
- (5) 工事の工程
- (6) 連絡先

(報告及び検査)

第14条 この要綱の施行に必要な限度において、市職員により事業者に対し、この要綱に定める事項の遵守状況その他必要な事項の報告を求めことができる。又、

市職員により廃棄物焼却炉施設に立ち入り、解体する廃棄物焼却炉施設その他の物件を検査することができる。

附則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第6条・第10条第1項関係)

1	火床面積が2㎡以上又は1時間当たりの焼却能力が200kg以上の廃棄物焼却施設
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)別表第1の4の項のイからホまでに掲げる施設において行われる医療行為等に伴って排出される廃棄物を焼却する廃棄物焼却施設
3	廃油(廃ポリ塩化ビフェニル及びポリ塩化ビフェニルを含む廃油を除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が1m ³ を超えるもの。ただし、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第3条第14号に規定する廃油処理施設は除く。
4	廃プラスチック類(令第2条の4第5号ロに掲げるポリ塩化ビフェニル汚染物及び同号ハに掲げるポリ塩化ビフェニル処理物であるものを除く。)の焼却施設であって、1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの
5	その他、ダイオキシン類による汚染のおそれ大きいものとして、市長が特に必要と認める廃棄物焼却施設

別表2 総粉じんの量(第10条第1項関係)

1	総粉じんの量は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第3条第1号の表の第1号の下欄に掲げる機器により求めるものとする。
2	解体工事の施工前の総粉じんの量は、解体工事の行われる場所における、1週間のうち平均的な値を示す曜日の午前10時から午前10時10分まで、及び午後2時から午後2時10分までの総粉じんの量の平均値とする。(単位 mg/m ³)
3	解体工事の施工中の総粉じんの量は、建設重機等の排気の影響が少ない場所で、解体工事に伴う粉じんの飛散状況を適切に把握できる1か所以上の地点における、解体工事に伴う粉じんの飛散量が多い午前及び午後の時間帯の10分間の総粉じんの量の平均値とする。(単位 mg/m ³)

別表3 推定ダイオキシン類の量（第10条第1項関係）

次の式により算出した推定ダイオキシン類の量

$$\text{推定ダイオキシン類の量} = \text{Denv} + D \times (\text{Tdis} - \text{Tenv})$$

この式において、Denv、D、Tdis、Tenvは、それぞれ次の値を表すものとする。

Denv 解体工事を実施する場所における大気中のダイオキシン類の量（国又は地方公共団体が発表した過去1年間のその場所の周辺におけるダイオキシン類の量を用いることができる。）（単位 pg-TEQ/m³）

D 廃棄物焼却施設の廃止の日の1年前から当該廃止の日までの間に、法第28条の規定により行われたばいじん等中のダイオキシン類の量の測定結果のうち、最も大きい値（以下「Max」という。）ごとに次の表の右覧に掲げる値。

ただし、法の施行日以前に廃棄物焼却施設を廃止したこと等の理由によりMaxの値がない場合は、Dの値を3とする。

Max（単位 ng-TEQ/g）	D
0.3未満	0.3
0.3以上3未満	Maxの値
3以上	3

Tdis 解体工事の施工中の敷地境界における総粉じんの量（単位 mg/m³）

Tenv 解体工事の施工前の敷地境界における総粉じんの量（単位 mg/m³）

別表4 排水水のダイオキシン類の量（第10条第2項関係）

- ① 解体工事の期間中で、排水処理施設に最も多くの汚水及び除去した汚染物が流入する時期に1回、排水水（排水口が複数箇所ある場合は、それぞれの排水口）の水を採取し、ダイオキシン類について「JIS K0312」に定める分析方法に基づき分析すること。
- ② 公定法分析によるダイオキシン類濃度と濁度との相関、その他の方法により、別表6の自主管理基準を超えないように排水水を分析し管理すること。
- ③ ②の管理を実施する以前に排水処理施設で処理した排水水については貯留しておくものとし、自主管理基準を超えていないことを確認後に排出すること。

別表5 汚水処理対策（第11条関係）

- ① 解体工事により発生した汚水の処理は、密閉した容器等に保管して産業廃棄物として搬出すること。ただし、排水処理が可能な排水処理施設により排水処理をする場合は、別表4②に規定する排水水の管理状況、別表4③に規定する自主管理基準を超えていないことを事前に市へ報告した後に場外へ排出するなど適正に処理すること。
- ② 解体工事により発生した汚水を密閉した容器等に保管して産業廃棄物として搬出する場合は、有害物質を含有する廃棄物の中間処理をすることができる処理業者によること。
- ③ 解体工事により発生した汚水を排水処理施設により処理して場外に排出する場合は、「（※1）に掲げる排出基準を満足すること。この場合において、解体工事を行う廃棄物焼却施設にすでに設置されている排水処理施設を利用するときは、当該排水処理施設が水質及び水量についての処理能力を有している場合に限る。
- ④ ①の排水処理施設は、排水処理に支障が生じないように維持管理を行うこと。

※1 ダイオキシン類対策特別措置法施行規則 別表第2に定める排出基準（10 pg-TEQ/L）

別表6 自主管理基準（第12条関係）

敷地境界における推定ダイオキシン類の量	0.6 (pg-TEQ/m ³)
排水水の推定ダイオキシン類の量	10 (pg-TEQ/m ³)